

租税特別措置法の一部を改正する法律

(平成一六年一二月八日法律第一五七号)(衆)

一、提案理由(平成一六年一二月二五日・衆議院本会議)

金田英行君 ただいま議題となりました両案につきまして、提案の趣旨及びその概要を御説明申し上げます。

まず、租税特別措置法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、昨二十四日、財務金融委員会において全会一致をもって起草、提出したものでありまして、個人のする政治活動に関する寄附を引き続き促進するため、個人が政治活動に関する寄附を行った場合の寄附金控除の特例または所得税額の特別控除の期限を平成二十一年十二月三十一日まで延長するものであります。

なお、本案による国税の減収額は、平年度において約四十八億円と見込まれますので、本案の提出を決定するに際しましては、内閣の意見を聴取いたしました。

以上が、本案の提案の趣旨とその概要であります。

……………(略)……………

何とぞ速やかに御賛成くださいますようお願い申し上げます。

二、参議院財政金融委員長報告(平成一六年一二月一日)

浅尾慶一郎君 ただいま議題となりました三法律案につきまして、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

……………(略)……………

次に、租税特別措置法の一部を改正する法律案は、衆議院財務金融委員会提出によるものでありまして、個人のする政治活動に関する寄附を引き続き促進するため、税制上の優遇措置の期限を延長しようとするものであります。

……………(略)……………

委員会におきましては、以上の二法律案を一括して議題とし、趣旨説明を聴取した後、順次採決の結果、二法律案はいずれも全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

……………(略)……………

以上、御報告申し上げます。

(注) 衆議院においては、委員会の審査は省略された。